

【公布された条例等のあらまし】

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十三号）

- 一 個人番号カードを利用することができる事務について所要の整備を行うこととした。
- 二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。